

野木町役場

女性職員の活躍推進行動計画



女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

平成28年3月

野木町役場・野木町議会事務局・

野木町教育委員会事務局・野木町農業委員会事務局・

野木町選挙管理委員会事務局

野木町役場女性職員の活躍推進行動計画

1 計画の目的

野木町役場女性職員の活躍推進行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、野木町長、野木町議会議長、野木町教育委員会、野木町農業委員会、野木町選挙管理委員会が策定する特定事業主行動計画です。

2 計画の理念

女性職員が希望通りに働くため、仕事と生活の調和した職場環境を整えることにより、女性の活躍の場を広げます。また、男性の働き方の改革や女性のキャリアアップの支援をしていきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

4 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課は男女共同参画を担当する生活環境課と連携し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行ないます。

5 女性活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町農業委員会事務局、町選挙管理委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

なお、この目標は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町農業委員会事務局、町選挙管理委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げています。

目標 ① 指導的地位に占める女性の割合

【目標値設定にあたっての課題分析】

平成27年度における指導的地位にある職員（課長補佐以上）のうち、女性の占める割合は、32人中1人であり、3%となっています。

【目標値の設定】

平成32年度までに指導的地位にある職員（課長補佐以上）に占める女性の割合を20%以上にします。

目標 ② 男性職員の育児参加のための休暇及び介護休暇の取得率

【目標値設定にあたっての課題分析】

平成26年度における男性職員の育児参加のための休暇取得は、配偶者出産休暇のみであり、5人中1人（取得日数1日）20%となっています。

また、介護休暇取得の実績はありません。

【目標値の設定】

平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の育児参加のための休暇の取得割合を80%以上にします。

また、男性・女性にかかわらず、職員の継続就業を支援するため、必要な介護休暇については、100%の取得を目指します。

目標 ③ 時間外勤務の縮減

【目標値設定にあたっての課題分析】

平成26年度における時間外勤務の状況は、全職員の年間平均が、男性約263時間、女性約134時間となっています。

【目標値の設定】

平成32年度までに、心身の健康を保ち、公務能率の向上とワークライフバランスを推進するため、男女を通じて平成26年度の実績よりそれぞれ20%引き下げます。

6 女性活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

5で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。

なお、この取組は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町農業委員会事務局、町選挙管理委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げています。

目標達成のための取組① （指導的地位に占める女性の割合）

【取組内容】

- (1) 女性職員を柔軟な人事異動で多様なポストに積極的に配置し、昇進を念頭に置いた人材育成を行います。
- (2) 女性職員に対するキャリアデザイン等の研修を実施し、指導的立場を目指す女性職員の育成を図ります。
- (3) 女性職員に対する多様なロールモデル・キャリアパス事例の紹介を行います。

目標達成のための取組② （男性職員の育児参加のための休暇及び介護休暇の取得率）

【取組内容】

- (1) 子育て支援パンフレットを、全職員に庁内 LAN 等において周知し、利用可能な制度の理解を深め、取得を促します。
- (2) 出産を控えている職員や子育て中の職員に対し、所属長は支援制度（特別休暇等）の活用促進に関する助言を行います。
- (3) 介護にかかる特別休暇の制度を周知するとともに、所属長は休暇取得に関する助言を行います。

目標達成のための取組③ （時間外勤務の縮減）

【取組内容】

- (1) 毎週水曜日を「ノー残業デー」としてはいますが、制度を徹底させ、ワークライフバランスに資する時間外勤務の縮減のため、所属長は各職員に定時退庁を勧奨します。
- (2) 早出遅出勤務制度（フレックスタイム制度）を研究し、野木町役場の実情に応じた制度を構築する。